

新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策における税制上の措置(案)

(令和2年4月20日現在)

春畑税理士事務所
所長:春畑匠美

令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(案)では、新型コロナウイルス感染症のわが国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとしています。

国税等における措置は以下のとおりです。

1. 納税の猶予制度の特例

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができますようになります。担保の提供は不要です。延滞税もかかりません。

2. 欠損金の繰戻しによる還付の特例

資本金の額が1億円を超える法人については、青色欠損金の繰戻し還付制度を適用できないこととされていますが、資本金1億円超10億円以下の法人は青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となります。

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます。

ただし、大規模法人(資本金の額が10億円を超える法人など)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除きます。

3. 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。この措置による減収額については、全額国費で補填する。

4. 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。また、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長する。今回の拡充・延長による減収額については、全額国費で補填する。

5. テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小事業者等が、テレワーク等のための設備の取得等をした場合に、中小企業経営強化税制の適用を受けることができるようになります。

6. 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場券等の払い戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象とする。

7. 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

8. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設等によって、住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件を弾力化する。

9. 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

[8]と同様。

10. 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

新型コロナウイルス感染症により収入が著しく減少した事業者が、その課税期間の申告期限までに申請書を提出して税務署長の承認を受けたときは、消費税の課税事業者の選択の変更を認める等の措置を講ずる。

11. 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書については、印紙税を非課税とする。

12. その他所要の措置

本特例の実施については、関係法案が国会で成立すること等が前提となります。詳細については、決まり次第、順次、当該ホームページの情報を更新するとしています。

まだまだ新型コロナウイルス感染の終息が見通せない中ですが、状況は刻一刻と変わっていきます。以下のホームページ等を参考に、国や各自治体等の動きに注目されてください。

〈国税関係〉

財務省ホームページ [トップページ](#) > [税制](#) >

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(案)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

〈地方税関係〉

総務省ホームページ [トップ](#) > [お知らせ](#) >

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

●執筆:春畑税理士事務所 (監査部統括 平山 郁雄)

▽所長 春畑匠美、平成元年九州北部税理士会登録/TKC全国会・医業会計システム研究会・社会福祉法人研究会・公益法人研究会所属/

MMPG・日本医業経営コンサルタント協会会員/関連会社:TACコンサルタンツ株式会社・福岡給与計算センター有限公司

▽医療福祉経営における「税務会計労務」の分野についてトータルで支援する総合事務所 〒811-1311 福岡市南区横手1丁目13-2 TEL 092-585-6865 FAX 092-585-6805